

安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を。



新聞の訪問販売に注意！ 長期間の契約は避けましょう！

★相談事例

ひとり暮らしの母が眼の病気になる、新聞の文字も読めなくなったので新聞の購読を止めようとしたが、複数の新聞販売店と5年先まで契約していた。これまで景品がもらえるので、自宅を訪ねてきた勧誘員に勧められるまま次々と数年先の契約をしていたようだ。

へ相談員のアドバイス

訪問販売の場合、クーリング・オフの期間内（書面受領日から8日間）であれば契約の解除が可能ですが、契約書に記載された契約日を確認しましょう。クーリング・オフ期間を経過した契約は、消費者の都合で一方的に解約することはできません。新聞販売店との話し合いで解決を図ることになります。平成25年11月に業界団体は自主ルールとして「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定しました。

事例のような購読が困難な病気を理由とする解約の申し入れには「応じなければならぬ」としていません。

ガイドラインに沿って対応してもらえないか再度交渉することを助言しました。

◎見守りのポイント

・高齢者が長期間の契約をした場合、病気や入院などの理由で購読を継続できなくなる可能性があります。新聞の購読については長期間の契約を避け、予定のたつ範囲内での契約に留めるよう伝えましょう。

・高額な景品はトラブルの元となります。景品につられて不要な契約をしないように注意が必要です。新聞の購読契約で困った時は、消費生活センターにご相談ください。

八街市消費生活センター

開設日

毎週 月～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午

午後1時～午後4時

相談専用電話(相談無料)

☎ 443-9299

土曜日と日曜日の相談

公益社団法人全国消費生活

相談員協会

☎ 03-

5614-0189

出前講座を実施します！

知識・経験ともに豊富な八街市消費生活相談員が、希望する団体などの会場に出向き、消費者としての心構え、悪質な業者への事前事後対応の仕方、法律の考え方など皆さんにわかりやすく説明します。(無料)興味のある方、ご希望の団体はご相談ください。

☎ 商工課

☎ 443-1405

平成27年度も食品などの放射性物質簡易検査を実施しています！

対象品目
市内で生産・消費される食品など(スーパードラムなど)で購入したものは除く
※食品については、100ベクレル/kg、飲料水については、10ベクレル/kgが基準値ですが、簡易検査であるため、あくまでも目安としての測定となります。

費用無料

☎ 農政課

☎ 443-1402

まちのわだい

第6回ノルディック・ウォークでわが町・八街を歩こう!

3月29日、用草周辺の八街の桜並木の名所で、2本のポールを使って歩くノルディック・ウォークが行われました。桜は咲き始めの状態でしたが、コブシ・モクレンなどの花は満開で、春の暖かな陽気のもと、全員で完歩し、参加者49人は春の訪れを十分に満喫できました。



入学おめでとうございます! 小学校で入学式が行われました



4月9日、市内の小学校8校で入学式が行われ、明るく元気な新1年生514人が入学しました。新1年生は、初めての学校生活への期待に胸をふくらませていました。

33人が市消防団に入団しました

4月19日、実住小学校で平成27年度八街市消防団新入団者入団式が行われました。新入団者を代表して、吉野一喜さん(第15分団)に斉藤団長から任命書が手渡され「良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います」と力強く宣誓しました。

